

議案第28号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更するものであります。

令和7年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1 檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

説 明

江差町・上ノ国町学校給食組合が解散、脱退したことに伴い、本規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>檜山振興局</u> <u>(10)</u> </td> <td>一略一、檜山広域行政組合、北部 桧山衛生センター組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td>一略一、檜山広域行政組合、 北部桧山衛生センター組合 一略一</td> </tr> <tr> <td>10 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	<u>檜山振興局</u> <u>(10)</u>	一略一、檜山広域行政組合、北部 桧山衛生センター組合	共同処理する事務	共同処理する団体	1～8 一略一	一略一	9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一、檜山広域行政組合、 北部桧山衛生センター組合 一略一	10 一略一	一略一	<p>別表第 1（第 2 条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>檜山振興局</u> <u>(11)</u> </td> <td>一略一、檜山広域行政組合、<u>江差町・ 上ノ国町学校給食組合</u>、北部桧山衛生 センター組合</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th>共同処理する団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td> <td>一略一、檜山広域行政組合、<u>江差町・上ノ国町学校給食組 合</u>、北部桧山衛生センター組 合一略一</td> </tr> <tr> <td>10 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	<u>檜山振興局</u> <u>(11)</u>	一略一、檜山広域行政組合、 <u>江差町・ 上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生 センター組合	共同処理する事務	共同処理する団体	1～8 一略一	一略一	9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組 合</u> 、北部桧山衛生センター組 合一略一	10 一略一	一略一
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																								
<u>檜山振興局</u> <u>(10)</u>	一略一、檜山広域行政組合、北部 桧山衛生センター組合																								
共同処理する事務	共同処理する団体																								
1～8 一略一	一略一																								
9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一、檜山広域行政組合、 北部桧山衛生センター組合 一略一																								
10 一略一	一略一																								
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																								
<u>檜山振興局</u> <u>(11)</u>	一略一、檜山広域行政組合、 <u>江差町・ 上ノ国町学校給食組合</u> 、北部桧山衛生 センター組合																								
共同処理する事務	共同処理する団体																								
1～8 一略一	一略一																								
9 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	一略一、檜山広域行政組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組 合</u> 、北部桧山衛生センター組 合一略一																								
10 一略一	一略一																								

改正案	現 行
<p data-bbox="338 355 439 387">附 則</p> <p data-bbox="241 400 1095 475">この規約は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</u></p>	